

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。  
本工事は、電子契約システム対象工事である。  
令和2年9月30日

支出負担行為担当官

中部地方整備局副局長 加藤恒太郎

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

### ○第19号

#### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 令和2年度 清水港日の出岸壁（-12m）改良工事（その2）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 施工場所：静岡市清水区日の出地区 [清水区日の出町地先]、解体ヤード：清水港貝島地区 [清水区三保地先]
- (4) 工事内容 本工事は、清水港日の出岸壁（-12m）において、構造物撤去工、本体工、裏込・裏理工、舗装工、上部工、付属工、防食工及び仮設工を施工するものである。（詳細は入札説明書による。）
- (5) 工期 令和4年1月28日まで  
ただし、指定部分については令和3年8月31日まで
- (6) 本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

- (9) 本工事は、入札書、技術資料及び技術提案の同時提出を行う工事である。
- (10) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (11) 本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。
- (12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。
- (13) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (14) 本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を専任で配置可能とする「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和2年4月1日時点で満40歳未満の者とする。
- (15) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- (16) 本工事は、競争参加資格確認申請書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
- (17) 本工事は、中間前金払に代わり、出来高たに応じた部分払いを選択することができる、「出来高部分払方式」の対象工事である。  
なお、選択に当たっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。

- (18) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。  
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
  - (19) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
  - (20) 本工事における予定価格の作成にあたっては、技術資料・入札書の同時提出期限日を基準として単価等を適用する。
  - (21) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、CIM（Construction Information Modeling/Management）を導入することによって、ICTの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのCIMモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するCIM活用工事（受注者希望型）である。
  - (22) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、当面の間、契約後に閲覧場所により公表する。
  - (23) 本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
- #### 2 競争参加資格
- 次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定JV又は単体有資格業者であること。
- なお、特定JVとして競争に参加する場合は、当該工事について特定JVとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は2社とする。）
- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 中部地方整備局における令和元・2年度（「平成31・32年度」は読み替える。）港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

- (3) 中部地方整備局における令和元・2年度（「平成31・32年度」は読み替える。）港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該令和元・2年度（「平成31・32年度」は読み替える。）港湾土木工事に係る客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定JVの代表者以外の構成員にあつては、上記の客観点数を850点以上とする。
- (4) 平成17年4月1日以降かつ競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡し完了した、以下(ア)、(イ)に掲げる同種工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）  
經常建設共同企業体が単体有資格業者として参加する場合は、すべての構成員が(ア)に掲げる同種工事の実績を有すること。  
なお、当該実績が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年3月29日付国港技第112号）第5条第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除く。
- (ア) 単体有資格業者及び特定JVの代表者にあつては、a)及びb)に掲げる基準をすべて満たす工事の実績を有すること。  
なお、a)及びb)は同一工事でなくてもよい。  
a) 係留施設において杭径φ700mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事  
b) 海上においてコンクリートの港湾構造物を撤去した工事